研究機関名:東北大学
受付番号: 2016-1-415
研究課題名
東北大学医学部1年生 被災地体験実習における地域医療志向に及ぼすアンケート調査
実施責任者(所属部局・分野等・職名・氏名):
東北大学病院・総合地域医療教育支援部・副部長・阿部倫明
研究期間 西暦 2016 年 9 月(倫理委員会承認後)~2017 年 3 月
対象材料
□過去に採取され保存されている人体から取得した試料
□病理材料(対象臓器名:) □生検材料(対象臓器名:)
□□□・□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□
レ 研究に用いる情報 「
□カルテ情報 □アンケート □その他()
対象材料の採取期間:西暦 2015 年 9 月~11 月・西暦 2016 年 9 月~11 月の東日本大震災被災
地見学実習期間(アンケート回収期間を含む)
対象材料の詳細情報・数量等:

平成27年度・平成28年度の東北大学医学部1年生 被災地見学実習の参加学生全員。 284名

(対象疾患名や数量等の詳細を記すこと。多施設共同研究の場合は、全体数及び本学での数量等を記すこと。)

研究の目的、意義

平成23年年3月11日の東日本大震災の発生以降、東北大学医学部は被災地や地域で活動する 医療人を育成する使命を背負っている。その一環として、2013年度より本学医学部1年生を対 象に宮城県内三陸被災地(気仙沼・南三陸・女川・石巻)とその地域医療機関に被災地体験実 習を行っている。平成 26 年度に福島県浪江町では避難指示解除準備区域への一時立ち入りが 可能となった。これを受けて、総合地域医療教育支援部では浪江町および国保津島診療所(現 在は仮設診療所、二本松市に避難中)の見学コースを追加した。

東日本大震災後の被災地体験実習において、東北大学の在る宮城県と福島第一原発事故被災地 近くの福島県浪江町とで、医学部1年生に対する意義・重要さを検証したい。

実施方法

観察研究。

参加学生全員に、①実習全体の有意義性・②バス車窓からの被災地見学・③実習先医療者等に よる講話・④将来志望の医師像への影響・⑤総合診療医志向への動機付け・⑥実習先への距離 感などについて、4段階評価で無記名アンケート調査した。

アンケートは、実習レポートとは別用紙。提出は個々の学生の自由意志に委ねられている。 また、アンケート調査は実習の一環として行われたものであり、その結果を既存資料として研 究に用いる。一部未成年者が対象に含まれるが、研究対象者及び未成年者の保護者等から研究 実施について拒否の要望があった場合でも、(アンケートは無記名であるため) 当該アンケート を同定できず研究対象から除外することができないのでご了承ください。

研究計画書及び研究の方法に関する資料の入手・閲覧方法

本情報公開内容による。

より詳しい研究計画書を希望する場合は、以下の窓口に連絡できる。

個人情報の利用目的の通知に関する問い合わせ先

保有個人情報の利用目的の通知に関するお問い合わせ先:「本研究に関する問い合わせ・苦情等の窓口」 ※注意事項

以下に該当する場合にはお応えできないことがあります。

- <人を対象とする医学系研究に関する倫理指針 第6章第16の1(3)>
- ①利用目的を容易に知り得る状態に置くこと又は請求者に対して通知することにより、研究対象者等又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- ②利用目的を容易に知り得る状態に置くこと又は請求者に対して通知することにより、当該研究機関の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合

個人情報の開示等に関する手続

本学が保有する個人情報のうち、本人の情報について、開示、訂正及び利用停止を請求することができます。 保有個人情報とは、本学の役員又は職員が職務上作成し、又は取得した個人情報です。

1) 診療情報に関する保有個人情報については、東北大学病院事務部医事課が相談窓口となります。詳しくは、下記ホームページ「配布物 患者さまの個人情報に関するお知らせ」をご覧ください。(※手数料が必要です。)

【東北大学病院個人情報保護方針】http://www.hosp.tohoku.ac.jp/privacy.html

2) 1)以外の保有する個人情報については、所定の請求用紙に必要事項を記入しを情報公開室受付窓口に提出するか又は郵送願います。詳しくは請求手続きのホームページをご覧ください。(※手数料が必要です。)

【東北大学情報公開室】http://www.bureau.tohoku.ac.jp/kokai/disclosure/index.html

※注意事項

以下に該当する場合には全部若しくは一部についてお応えできないことがあります。

- <人を対象とする医学系研究に関する倫理指針 第6章第16の2(1)>
- ①研究対象者等又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- ②研究機関の研究業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- ③法令に違反することとなる場合

本研究に関する問い合わせ・苦情等の窓口

【研究責任医師】

阿部 倫明

東北大学病院 総合地域医療教育支援部

〒980-0011 仙台市青葉区星陵町1-1

TEL 022-717-7587 FAX 022-717-7508